

事業計画 概要表

プログラム名	イラク・シリア人道危機対応支援				
事業名(日・英)	イラク共和国北部における帰還民・国内避難民・シリア難民への緊急人道支援 Emergency Humanitarian Assistance for Returnees, Internally Displaced Persons and Syrian Refugees in Northern Iraq				
開始日	2019年4月1日	終了日	2020年3月31日	日数	366日間
団体名				担当者名	

JPF 助成申請額	450,353,833 円	100%	区分：政府支援金 450,353,833 円、民間資金 0 円		
直接事業費	333,522,320 円	(74%)		日本国内	イラク
間接事業費	116,831,513 円	(26%)			
その他資金	0 円	0%	国際スタッフ	1.1 人役	3.1 人役
事業費総額	450,353,833 円		現地スタッフ		22.8 人役

事業目的	イラク北部において、帰還民、国内避難民およびシリア難民の生活状況と健康状態を改善する。	
事業概要	イラク北部において、戦闘により破壊された帰還民地域で教育・水衛生・シェルター支援、国内避難民キャンプでの水衛生・キャンプ環境改善・保健・生活物資配布支援、及びシリア難民キャンプでの生活物資配布支援を実施する。	
	事業内容（骨子のみ記入）	裨益者（誰が、何人）
1. 教育支援	ニネワ州ハムダニヤ郡バシカ小郡ハイアルジャバル地区にプレハブ 13 教室からなる校舎 1 校を新設し、学校家具備品を供与する。	・帰還民生徒 350 人
2. 水衛生支援	ニネワ州の帰還民地域（テラファー郡テラファー市、モスル郡ハミダット小郡アスキモスル村、ハムダニヤ郡バシカ小郡）の給水施設を修復する。シンジャーラ郡シンジャーラ山で国内避難民を対象にトラックによる給水支援を、ドホーク州国内避難民キャンプで水衛生支援を行う。	・帰還民 359,200 人 ・国内避難民 22,232 人
3. シェルター支援	ニネワ州テラファー郡ズマール小郡で、裨益者である帰還民主体の方法により、戦闘により損壊した家屋の修復支援を行う。	・帰還民 130 世帯 (780 人) 1 世帯 6 人で算出
4. キャンプ環境改善支援	ドホーク州シャリヤ国内避難民キャンプの配電線を設置し、キャンプおよび近隣の電力状況を改善する。	・国内避難民 3,112 世帯 (16,832 人)

5. 保健支援 ドホーク州学校保健局の医療チームと協働し、5つの国内避難民キャンプの全18校の1～9年生の生徒を対象に、内科・耳鼻科・皮膚科・歯科・眼科の健診と治療を実施する。夏休み期間に教員への学校保健研修を行い、新学年度から健診、治療、生徒への保健啓発活動を行う。	・国内避難民生徒 7,589人* ¹ ・国内避難民教員 250人
6. 生活物資配布支援 国内避難民およびシリア難民を対象に生活物資を配布する。	シリア難民および国内避難民 3,000人

¹ 2019年1月現在の生徒数。実際には、本事業開始時の生徒数に基づき報告する。
ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

理論的枠組み（ログ・フレーム）

事業目的（事業全体として目指す成果）	イラク北部において、帰還民、国内避難民およびシリア難民の生活状況と健康状態を改善する。			
現状（事業開始前）	目指す成果（事業終了時）	目標値（成果を測る指標）と確認方法	成果のための活動	✓ 前提条件 ◇ リスク、外部要因
1：教育支援 ハムダニヤ郡バシカ小郡バシカタウン内のハイアルジャバル地区では戦闘後帰還が進み、人口が増加しているが、学校が無い。同地区の生徒は徒歩で遠方の学校に通っており、通学上の安全が懸念されている。	ハイアルジャバル地区に13教室の小学校（プレハブ）1校を新設することで、イラク INEE 基準 ² を満たす教育環境が整い、帰還民生徒が居住地区内の学校に通えるようになる。	<u>指標（output）</u> ▶ 新設した教室数：13教室 ▶ 学校教育にアクセスできるようになった生徒数：350人 <u>指標（outcome）</u> ▶ 1教室あたりの生徒数 ▶ 帰還先教育環境が改善したと答えた教員・生徒の割合 <u>確認方法</u> ・建設現場モニタリング ・施工業者からのレポート ・工事完了書類と引渡書 ・新設した教室を利用する生徒数リスト ・使用状況モニタリング ・裨益者インタビュー	1-1 現地政府、学校、教育クラスターとの調整 1-2 施行業者選定 1-3 建設工事 1-4 査定と引渡し 1-5 モニタリング	✓ 治安の安定 ◇ 治安状況悪化による移動制限 ◇ 物価高騰
2：水衛生支援 帰還が進むニネワ州では、戦闘による給水施設の破壊、軍事占拠時施設放置に	・ニネワ州テラファー郡、モスル郡、バシカ小郡において、給水施設の修復・整備をし、	<u>指標（output）</u> ▶ 修復した給水施設数：3箇所 ▶ トラック給水支援を受ける国内避難民数：5,400人 ▶ キャンプ内で安全な水衛生環境で生活する国内避難民	2-1 現地政府、水衛生クラスターとの調整 2-2 業者選定 2-3 トラック給水	✓ 治安の安定 ◇ 治安状況悪化による移動制限

² INEE, [Iraq Minimum Standards for Education in Emergencies](#) p. 45

ジャパン・プラットフォーム提出用（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）

<p>よる劣化が甚大であり、ニネワ州水道局は予算・人材不足により、帰還民増加による給水増加ニーズに対応しきれず、帰還民が安全で十分な量の水にアクセスできていない。 ニネワ州シンジャール山及びクルド人自治区の国内避難民キャンプに避難している多くの国内避難民は、元居住地地域の復興遅延、治安懸念により帰還ができず、引き続き避難生活を余儀なくされている。彼らの多くは水不足や劣悪な衛生環境におかれている。</p>	<p>帰還民が、持続的かつ適量の安全な水へのアクセスを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> シンジャール山国内避難民の、安全な水へのアクセスが可能となる。 国内避難民キャンプの住民が適切な水量と衛生的環境のもと、尊厳ある生活を送ることができる。 	<p>数：16,832人</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1日1人当たり給水量(*1)： <ul style="list-style-type: none"> 帰還民および国内避難民キャンプ：50リットル以上 シンジャール山：10リットル以上 ➤ 水質(*2)：基準を満たしている（遊離残留塩素 0.8-1 mg/L 及び糞便性大腸菌群数 0/100mg/L） <p>(*1)現地クラスターが採用している6ヶ月以上続く緊急対応期、トラック給水の各基準 (*2) 現地水道局およびクラスターが採用している水質基準</p> <p><u>指標 (outcome)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 水へのアクセスが改善したと答えた裨益者の割合 ➤ 裨益者調査における水衛生分野の満足度 <p><u>確認方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地政府からの工事完了引渡書 ・使用状況モニタリング結果 ・裨益者インタビュー・調査結果 	<p>2-4 国内避難民キャンプ水衛生支援 2-5 給水施設修復工事実施 2-6 給水施設査定と引渡し 2-7 モニタリング</p>	<p>◇ 物価高騰</p>
<p>3：シェルター支援 ニネワ州テラファー郡ズマール小郡では武装勢力の占拠及びその後の奪還作戦により多くの家屋が損壊した。2017年クルド</p>	<p>ズマール小郡において戦闘により損壊した130世帯の家屋がクラスター基準に従って裨益者主体で修復され、帰還民の住環境が改善し、安全で尊厳</p>	<p><u>指標 (output)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 損壊部分を修復した家屋数：130世帯 <p><u>指標 (outcome)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ シェルター整備により生活が改善したと答えた帰還民の割合 <p><u>確認方法</u></p>	<p>3-1 現地政府、シェルター・NFIクラスターとの調整 3-2 アセスメント、裨益者選定 3-3 各裨益世帯BOQ作</p>	<p>✓ 治安の安定 ◇ 治安状況悪化による移動制限 ✓ 物価高騰</p>

<p>人自治区独立の是非を問う住民投票後の係争も重なり、復興に遅延が生じ、帰還が実現した場合も、複数世帯が破損したままの住居に同居するなど、安全で尊厳のある生活が確保されていない。</p>	<p>のある生活が送れるようになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場モニタリン ・工事完了書類と引渡書 ・モニタリング結果 ・裨益者インタビュー 	<p>成、合意締結 3-4 業者選定 3-5 工事実施 3-6 査定と引渡し 3-7 モニタリング</p>	
<p>4：キャンプ環境改善支援 シャリヤ国内避難民キャンプおよびその近隣地域では、給電している配電線への過負荷から、電力・電圧不足に陥っており、日常生活に困難をきたしている。</p>	<p>シャリヤ国内避難民キャンプと近隣の変電所との間にキャンプ専用の配電線を設置することで、キャンプ内住民に十分な電力・電圧を供給することが可能となり、また既存の配電線の負荷が減少することから近隣地区の電力供給も改善される。</p>	<p><u>指標 (output)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設置した配電線の長さ：7,020m ➤ 配電線整備の直接裨益者：3,112 世帯 <p><u>指標 (outcome)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 配電線整備により生活が改善したと答えた国内避難民の割合 <p><u>確認方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設現場モニタリング ・施工業者からのレポート ・工事完了書類と引渡書 ・配電スケジュール記録 ・稼働状況・使用状況モニタリング結果 ・裨益者インタビュー 	<p>4-1 現地政府、クラスター、キャンプマネジメントとの調整 4-2 施行業者選定 4-3 建設工事 4-4 査定と引渡し 4-5 モニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 治安の安定 ◇ 治安状況悪化による移動制限 ◇ 物価高騰
<p>5：保健支援 ドホーク州に現在残る国</p>	<p>ドホーク州学校保健局（以下、学校保健局）³と</p>	<p><u>指標 (output)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校保健研修を受けた国内避難民教員数の割合：90% 	<p>5-1 学校保健局、医療チーム、学校、保健と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 治安の安定 ◇ 学校保健局、

³ 学校保健局はドホーク州保健局内に2003年に設立され、学校健診や保健啓発などに特化した活動を行っている。
ジャパン・プラットフォーム提出用（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）

<p>内避難民はヤジディ教徒が多く、帰還先の治安の不安定さや生活環境の未整備により、特に帰還が困難な状況にある。ヤジディ教徒の多いシハン郡とアクレ郡の国内避難民キャンプで、学校保健の支援ギャップが存在する。</p> <p>国内避難民キャンプ内クリニックは予算・人員・医薬品不足で、十分な診察・治療ができない。支援団体の撤退により閉鎖を予定するクリニックも存在する。国内避難民生徒・保護者・教員の多くは、保健知識が乏しく、校内感染しているシラミや皮膚病、子どもの視力・聴力等の問題を見過ごしがちである。学校健診が実施されておらず、学業や発育を妨げる疾病や感染症の有無をスクリーニングする仕組みがなく、保健啓発の機会も非常に乏しい。</p>	<p>協力し、医療チームを国内避難民キャンプ校に派遣することで、生徒が内科・耳鼻科・皮膚科・歯科・眼科の健診を受けられ、健康課題が把握され、教員と学校保健局と共に生徒・保護者への保健啓発を行い、適宜治療することで、生徒の健康状態が改善され、学習に影響を与える健康問題（視力、聴力、痒み等）が軽減される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業開始時の対象生徒数（新学期開始時の登録者数）に対する健診を受けた割合：85% ➤ 事業開始時の対象生徒数（新学期開始時の登録者数）に対する保健啓発を受講した割合：65% <p><u>指標 (outcome)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 前後比較調査で、学校保健知識が向上した教員の割合 ➤ 健診項目別に健康問題が認識され、治療へのアクセスが可能となった生徒の数 <p><u>確認方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健研修を受けた教員のリスト ・研修前後比較テスト ・健診を受けた生徒のリスト ・健診結果資料、医療チームの診察記録 ・保健啓発内容と参加者数の記録、治療を受けた生徒のリスト ・物品配布リスト（視力矯正眼鏡、補聴器、抗シラミシャンプー、塗り薬など） 	<p>教育クラスター、キャンプマネジメントとの調整</p> <p>5-2 教員研修</p> <p>5-3 物品調達・修理</p> <p>5-4 学校健診（PHC⁴等への照会含む）</p> <p>5-5 保健啓発</p> <p>5-6 健診結果のフォローアップと治療等対処</p>	<p>キャンプ、学校、教員、保護者、生徒の協力</p> <p>◇ 治安状況悪化による移動制限</p>
--	---	--	--	--

⁴ PHC とは、プライマリー・ヘルスケア・クリニック (Primary Health Care Clinic) の略語である。
 ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

<p>6：生活物資配布支援 シリア難民、国内避難民の基本的な生活ニーズ、特に夏季の酷暑に対処するための必要な物資が行き渡っていない。</p>	<p>夏季の過酷な気候を乗り越えるために必要な、夏物衣料や衛生用品等をシリア難民・国内避難民が受け取り、健康を害することなく、酷暑を乗り越えることができる。</p>	<p><u>指標 (output)</u> ➤ 物資を受け取った裨益者数：3,000人</p> <p><u>指標 (outcome)</u> ➤ 配布物資が役立ったと答えた裨益者の割合</p> <p><u>確認方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布物資管理リスト ・裨益者リスト ・物資受領リスト ・配布後モニタリング 	<p>6-1 現地政府、NFI クラスタとの調整 6-2 アセスメント、裨益者選定 6-3 物資調達、配布準備 6-4 配布 6-5 配布後モニタリング</p>	<p>✓ 治安の安定 ◇ 治安状況悪化による移動制限 ◇ 物価高騰</p>
---	--	---	--	---

事業進捗状況管理表

(それぞれの活動に対し、計画時のものを上に、実績及び修正したものを下に表す。)

成果のための活動	月次1	月次2	月次3	月次4	月次5	月次6	月次7	月次8	月次9	月次10	月次11	月次12
1. 教育支援												
1-1 現地政府、学校、教育クラスタとの調整												→
1-2 施行業者選定	→											
1-3 建設工事		→				→						
1-4 査定と引渡し							→					

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

1-5 モニタリング													→
2. 水衛生支援	月次1	月次2	月次3	月次4	月次5	月次6	月次7	月次8	月次9	月次10	月次11	月次12	
2-1 現地政府、水衛生クラスターとの調整													→
2-2 業者選定		→			→								
2-3 トラック給水													→
2-4 国内避難民キャンプ水衛生支援													→
2-5 給水施設修復工事実施												→	
2-6 給水施設査定と引渡し					→			→					→
2-7 モニタリング													→
3. シェルター支援	月次1	月次2	月次3	月次4	月次5	月次6	月次7	月次8	月次9	月次10	月次11	月次12	
3-1 現地政府、シェルター・NFIクラスターとの調整													→
3-2 アセスメント、裨益者選定					→								

3-3 各裨益世帯 BOQ 作成、合意 締結					→	→	→	→				
3-4 業者選定						→						
3-5 工事実施							→	→	→	→		
3-6 査定と引き渡し							→	→	→	→		
3-7 モニタリング												→
4. キャンプ環境改善支援	月次 1	月次 2	月次 3	月次 4	月次 5	月次 6	月次 7	月次 8	月次 9	月次 10	月次 11	月次 12
4-1 現地政府、クラスター、キ ャンプマネジメントとの調整	→											→
4-2 施行業者選定	→											
4-3 建設工事		→	→	→	→							
4-4 査定と引渡し						→						
4-5 モニタリング		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

5. 保健支援	月次1	月次2	月次3	月次4	月次5	月次6	月次7	月次8	月次9	月次10	月次11	月次12
5-1 学校保健局、医療チーム、学校、保健と教育クラスター、キャンプマネジメントとの調整												→
5-2 教員研修			→	→							→	→
5-3 物品調達・修理	→	→					→	→	→	→		→
5-4 学校健診（PHC等への照会含む）							→	→	→	→		→
5-5 保健啓発							→	→	→	→		→
5-6 健診結果のフォローアップと治療等対処								→	→	→		→
6. 生活物資配布支援	月次1	月次2	月次3	月次4	月次5	月次6	月次7	月次8	月次9	月次10	月次11	月次12
6-1 現地政府、NFIクラスターとの調整	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
6-2 アセスメント、裨益者選定		→										
6-3 物資調達、配布準備			→									
6-4 配布			→									
6-5 配布後モニタリング				→								

1-2 施行業者選定

当団体エンジニアおよび建設アシスタントが、教育局担当者とともに学校新設予定地を視察し、図面やBoQの最終確定を行う。必要に応じて、BoQや図面の承認を文書にて現地教育局から受理しておく。最終版のBoQや図面にに基づき、入札方式による業者選定を行う。当団体エンジニアおよび建設アシスタントが業者との折衝・施行管理・教育局への連絡調整を担う。

1-3 建設工事

選定業者と書面の契約を交わし、事業計画・工程・期間等の確認を行う。当団体エンジニアおよび建設アシスタントが、業者との日々の進捗確認や技術・施行管理指導、政府担当者との調整を行う。エンジニアは週報にて現地調整員へ報告を行う。変更や微調整が必要となった場合は、関係者間の合意を得て、書面での確認を行った上で対応する。工事は夏休み期間中に実施する。エンジニアや現地調整員が定期的に教育クラスター会議に出席し、事業の進捗報告を行う。現地調整員は、事業全体の技術指導を行うシニアエンジニアとスーパーバイジングエンジニアとともに、現地事業責任者および現地事業副責任者の監督の下、事業を進める。現場にはエンジニア1名・建設アシスタント2名・フィールドモニター1名を配置する。

1-4 査定と引渡し

工事完了後は、それぞれ管轄の教育局による査定を受け、書面に署名の上引き渡しを行う。工事完了後6ヶ月の引き渡し期間を設け、不備や問題が発見された場合への対応を、施行業者が行う。引き渡し後の維持管理については、現地政府教育局が責任を持って行う旨の合意を得ている。新校舎が完成し、現地教育局への引き渡し後の開校に向けた準備は現地教育局が行い、新規生徒の登録は新学期前に学校にて教員が行う。開校後の教員の割当等も既に現地教育局により計画されている。

1-5 モニタリング

当団体エンジニアおよび建設アシスタントは使用および維持管理状況の目視確認を行い、施行業者や関係者と調整の上、問題を解決する。総監督として当団体シニアエンジニアとスーパーバイジングエンジニアも適宜視察を行い、技術的なアドバイスやサポートを行う。事業終了時には、教育クラスター会議のほか、国連への月例報告（4Wsシート、Activity Info）を提出し、HRPへの報告を行う。

（2）コンポーネント2：水衛生支援

本事業では、ニネワ州の帰還民地域において戦闘により破損された、もしくは軍事占拠により維持管理が行き届かず老朽化・破損した既存の給水施設を修復し、帰還民の生活にとって喫緊のニーズである安全な水へのアクセスを確保する。また、シンジャール郡シンジャール山で国内避難民へのトラックによる給水支援、ドホーク州国内避難民キャンプで水衛生支援を行う。

活動ごとの場所と裨益者数は下表のとおり。

ジャパン・プラットフォーム提出用 *（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）*

No.	地域	対象	内容	裨益者数
1	テラファー郡	テラファー市 ハサンクイ地区 ハイモンタデル地区	給水網の修復 および拡張	帰還民 39,000人 (ハサンクイ地区) 帰還民 5,700人 (ハイモンタデル地区) 合計 44,700人
2	モスル郡	ハミダット小郡 アスキモスル村 (裨益者は、テラファー郡内広域)	アスキモスル給水ポンプ場修復	帰還民 300,000人
3	ハムダニヤ郡	バシカ小郡 オールドバシカ地区 ハイジャバル地区 チェルミジ地区 アンサル地区 アスカリ地区	井戸 6 か所の修復	帰還民 14,500人
4	シンジャール郡	シンジャール山	トラック給水	国内避難民 5,400人
5	ドホーク州 セメル郡	シャリヤ国内避難民キャンプ	国内避難民キャンプ水衛生支援	国内避難民 16,832人

※裨益者数は事業によって給水及び水衛生が改善する地区の住民全員としている。

① 給水施設修復

「イスラム国」との戦闘の影響によるニネワ州給水施設の損傷は、イラク国内でも特に甚大であり、本事業では、ニネワ州水道局、水衛生クラスター、地方自治体との協議のもと、政府や他団体による支援が不十分な地域の中から、特に緊急性の高い施設を選定し、現地調査を行い、各給水施設の破損・稼働状況、帰還民の水アクセス状況、生活状況の確認を行った上で、修復の対象とする給水施設候補を選定した。ニネワ州の戦争の影響により損傷した合計3件の給水施設への支援（テラファー郡テラファー市における給水網の修復と拡張、モスル郡ハミダット小郡アスキモスル給水ポンプ場の修復、ハムダニヤ郡バシカ小郡における井戸6か所の修復）を実施する計画である。これら対象地域の現在の給水量は1人1日あたり平均約25Lであり、現地水衛生クラスターが採用している6ヶ月以上続く緊急対応期の基準量（1人1日あたり50L）の約半量しか満たせておらず、帰還民にとって衛生的で尊厳のある生活環境が確保できているといい難い。また、多くの地区では、その最低量についても自費で購入する以外に確保する手段がなく、帰還民の苦しい生計を圧迫している。本支援により、事業後は各給水施設の給水量がそれぞれ平均1人1日あたり150Lに増加できる見込みである。

すでに、ニネワ州水道局とともに、各給水施設の設備や資材の規格仕様を含めたBoQの内容について確認を行っており、引き渡し後の運営管理についても水道局が責任を持って行う旨の合意を書面にて得

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

ている。完成後の引渡書にも、合意内容の詳細を明記し署名する。

② シンジャール山給水支援

シンジャール郡シンジャール山では、現在もヤジディ教徒国内避難民が生活をしている。シンジャール山の中でも低い場所では、井戸による給水が可能であるが、中腹以上の高さにおいては、井戸掘削は技術的に困難であり、その他の給水手段も乏しい。現段階では設置された23か所のコミュニティタンク⁵に対し、毎日トラックで給水を行うことが、シンジャール山中腹以上で暮らす約5,400人の国内避難民の安全な水へのアクセスを確保する唯一の手段である。なお、シンジャール山中腹以上では、民間業者から水を購入することも不可能（もしくは非常に高額）であるため、この給水支援は、困難な状況にある国内避難民が、生命を維持するための最重要かつ喫緊のニーズとなっている。

③ 国内避難民キャンプ水衛生支援

シャリヤ国内避難民キャンプは、ドホーク州現地政府機関 Board of Relief and Humanitarian Assistance (BRHA)が管轄する国内避難民キャンプで、3,112世帯(16,832人)のシンジャールからの国内避難民が暮らしている。当団体は、これまでもイラク北部の国内避難民キャンプで水衛生支援を実施した実績があり、水衛生クラスターでも主導的役割を果たしてきた。国内避難民が衛生的環境で、安全で尊厳のある生活を送れるよう、BRHA、キャンプマネジメントと緊密な調整を行い、現地政府機関の主体性及び継続性に十分に考慮した上で、水衛生支援を実施する。

具体的には、キャンプマネジメントと調整・協力しながら、キャンプ外に存在する4か所の井戸及び、キャンプ内の貯水タンク、給水ポンプ、共用水道、水道網、共用トイレ、それらをつなぐ排水網、簡易下水処理場など、給水及び下水に関連する各施設の運営および維持管理、修繕、清掃を実施する。また、キャンプ内を衛生的に保つため、定期的なごみ回収の支援を行うほか、ごみの出し方などについてキャンプ居住者に啓発・周知を行う。

なお、キャンプ住民の水衛生支援に対する満足度、要改善点を把握し、今後の支援に活用するため裨益者インタビュー・調査を実施する。

【成果のための活動】

2-1 現地政府、水衛生クラスターとの調整（上記①～③共通）

本事業開始にあたり、現地政府、水衛生クラスターと最終調整を行い、各地区の帰還状況、水アクセスの状況、他団体の支援予定等について再確認を行う。また、本事業の計画や実施方法、開始予定時期や期間について再度共有し、協力を得ると同時に、施工開始後は水衛生クラスターに対し、調整会議等で進捗状況を報告する。

2-2 業者選定（上記①～③ 共通）

当団体エンジニアおよび建設アシスタントが、水道局と対象地にて施工内容に修正がないか最終確認を行う。必要に応じてBOQや各種仕様にかかる書類を改定したうえで、各工事の施行業者を選定する。業者選定にあたっては、当団体の物品・サービスの調達ガイドラインに則り、調達委員会によつ

⁵ 参考資料 ①WASH Sinjar Mountain Water Trucking Communal Tank locations and Number of HHs (当団体作成資料)

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

て業者の実施能力、類似事業経験、入札価格に基づき業者を選定する。

2-3 トラック給水

シンジャール山の国内避難民を対象に、設置された23か所のコミュニティタンク（容量2,000リットル）へのトラックでの給水を実施する。週6日間給水を行うが、各タンクへの1日の給水回数を1回～3回の間で、各タンクを共有するコミュニティの住民数に合わせて調整した上、設定したスケジュールに合わせて給水トラックが給水を行う。フィールドスーパーバイザーがコミュニティとの調整及び給水業者への指示を実施する。

2-4 国内避難民キャンプにおける水衛生支援

シャリヤ国内避難民キャンプにおいて、BRHA、キャンプマネジメントと緊密な調整のもとに、水衛生施設の維持管理を実施する。キャンプ内に配置された当団体用オフィスにて、プロジェクトアシスタント1名、エンジニア1名、技術者1名を配置する。

なお、トイレなど共用施設の修理要請については、住民が故障に気づいた際にすぐに連絡できる窓口を設置し、故障内容を技術者が確認して、優先順位を設定した上で修理を行う。できる限り、通知から1週間以内に修理完了することを目指す。当団体の技術者が全体的な調整を行った上で、キャンプ住民を優先して雇用する作業員が実際の作業を担当することで、できるだけキャンプ住民の自助によりキャンプの水衛生維持管理が行われる体制を確保するとともに、脆弱世帯の収入創出に寄与する。

ごみ回収については、ごみ処理業者との契約のもと、土曜日～木曜日まで1日2回、金曜日は1日1回、回収トラックがキャンプ内各地区を巡回するスケジュールを作成し、回収業者が確実に回収するようにモニタリングする。また、ごみ処理業者が提供するごみ袋を、キャンプ内各世帯に配布し、各世帯が、定められたごみ回収場所に、定められた時間にごみを出すことで、キャンプ内を清潔に保つことができるように、啓発、周知を行う。

2-5 給水施設修復工事実施

選定業者と契約後、工事実施にあたっては、当団体エンジニアおよび建設アシスタントが、現場での業者との調整・管理を行う。施行計画の確認を行い、水道局がサイトを当団体と施行業者へ引き渡した後、日々の施行管理、施行業者の人員と作業を記録し、建設アシスタントおよびエンジニアが技術面の施工内容の品質確認を継続的に実施する。各情報を取りまとめたうえ、エンジニアが、シニア／スーパーバイジングエンジニア、現地調整員へ週報にて進捗報告を行う。また、施行業者の人員や資材と作業の質を確認し、課題を把握し、改善すべき点を指摘する。水道局担当者との情報共有や調整も行い、必要な許可や資材テスト結果の取得に時間を要する場合等は、水道局と州政府に協力を促す。シニア／スーパーバイジングエンジニアがミネソタ州水衛生クラスター会議に定期的に参加して進捗報告を行う。現地調整員は、現地事業責任者および現地事業副責任者の監督のもと、事業を進める。

2-6 給水施設査定と引渡し

工事完了後は、管轄の水道局による査定を受け、書面に署名の上、引き渡しを行う。工事完了から6ヵ月間は引き渡し期間とし、不備や問題が発見された場合は、施行業者の責任として点検・整備し、

ジャパン・プラットフォーム提出用 *(フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)*

必要に応じて施行業者の負担で修理を行う。引き渡し後の稼働・維持管理については水道局が責任を持って行う旨の合意を書面により得ている。

2-7 モニタリング

施工期間は主に当団体エンジニア、建設アシスタントが、引渡し後はフィールドモニターが、現場を訪れ、聞き取り調査そして稼働および維持管理状況を目視確認し、課題はエンジニアを通して施行業者や現地政府エンジニアと解決に向けた調整を行う。また、当団体シニア／スーパーバイジングエンジニアが技術的なアドバイスやサポートを行う。

(3) コンポーネント3：シェルター支援

ニネワ州テラファー郡ズマール小郡は、ニネワ州北西部においては、特に帰還が進み住民数が増加している地域の一つであるが帰還民の生活再建に向けては、戦闘により損壊した家屋の修復支援が喫緊であるため、本事業では、裨益者である帰還民主体の方法により、損壊部分の修復を行う。

シェルター・NFI クラスターでは、損壊家屋修復支援のガイドライン⁶を定めており、損壊の度合いに応じてカテゴリ0（軽微）からカテゴリ4（全壊）までの分類方法を示すとともに、緊急人道支援として行う修復は、あくまでも人道支援と保護の原則に基づくものとして、各カテゴリ・世帯人数ごとに、修復面積と支援金額の上限が定められている。それらに準拠することで、クラスター全体での支援の平等性やアカウンタビリティを確保する。

当団体はシェルター・NFI クラスターでの情報交換を通じ、損壊家屋数及び帰還進捗度の割に、支援団体・支援実績が少ないテラファー郡ズマール小郡を優先地区と位置づけ、ズマール小郡の地方自治体と連携し、複数村における調査を実施した。これらの村は、帰還民増加に先立って、地雷撤去は完了しており、直近の治安状況は安定している。

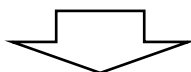
下表は仮調査の結果、選定された候補地と損壊家屋数を示す。（すべてテラファー郡ズマール小郡）

No.	市・村落名	現在の世帯数／人口	帰還率及び 帰還後人口見込	損壊家屋数（カテゴリ 1～4の合計）
1	ズマール市	6,000 世帯／36,000 人	85% 42,300 人	250 世帯
2	バルディヤ村	1700 世帯／10200 人	25% 40,800 人	220 世帯
3	アインマナ村	200 世帯／1250 人	98% 1,275 人	215 世帯
4	サハリジ村	190 世帯／1140 人	89% 1,290 人	65 世帯
5	アルジャジラ村	120 世帯／900 人	63% 1,430 人	110 世帯
6	ギルカファル村	470 世帯／3800 人	35% 10,860 人	160 世帯

⁶ 参考資料② Shelter Cluster Iraq, Guidance Note on Emergency Repairs of War Damaged Shelter, Version 2, 15.07.2018, pp.5-6, 8-10

ジャパン・プラットフォーム提出用（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）

本事業による支援予定



	予算基準（ガイドライン）	支援予定世帯数	裨益者数
カテゴリー1	USD 500-1,500	65世帯	390人
カテゴリー2	USD 1,500-5,000	65世帯	390人

これらの事前調査結果とクラスターおよび現地政府との調整、本事業開始後の再調査を踏まえ、本事業期間も踏まえ、カテゴリー1の65世帯、カテゴリー2の65世帯、合計130世帯（裨益者数合計780人）を、女性世帯主・高齢者・障がい者世帯などをはじめとした世帯の脆弱性を考慮して選定し、裨益者主体で修復を実施する。なお、カテゴリー3、4はより大規模損傷や全壊で居住が危険もしくは無理な状況であり、帰還ができていないか、同一村落に帰還した場合も親せき宅など別の場所で生活しているが、1軒当たりの修復コストが非常に高額になるため、政府・国連機関などを中心に今後の対応が検討されている。このため、本事業では、現在損壊したままの住居にテントを張ったり、ナイロンシートなどで即席の補修を行って居住しているため、適切な保護や安全で尊厳のある生活が確保できていないカテゴリー1、2を対象とする。カテゴリー1の損壊では、がれきの撤去、屋根、窓、ドア、壁、床等の欠落や損壊の補修と、上下水接続の補修を想定している。カテゴリー2の損壊では、カテゴリー1の内容に加え、トイレ・シャワー・台所などの水衛生設備と、屋内の電気接続についても損壊があることを想定しており、これらも修復対象とする。

また、もし今後の調整の結果、ズマール小郡以外で実施する必要が生じた場合は、損壊家屋数、帰還進捗状況、世帯の脆弱性状況、他団体の支援状況などを基準にニネワ州他地域（例：モスル郡やシンジャール郡サヌニ小郡）を選定し、変更報告・変更申請によって対応する。

【成果のための活動】

3-1 現地政府、シェルター・NFI クラスターとの調整

本活動開始に向け、地方自治体とシェルター・NFI クラスターに情報共有し、本活動実施後には月例会議やメール等で随時進捗・成果等を報告する。なお、既に候補地選定のための仮アセスメントを実施した際に、地方自治体およびシェルター・NFI クラスターからの情報収集と調整を実施しており、候補地域について、調整済みである。

候補地域の中から、仮調査を経て、対象地域を決定し、シェルター・NFI クラスターに報告を行う。また、シェルター・NFI クラスターにおいて定められた詳細な月次の報告形式に基づき、報告を行う。

3-2 アセスメント、裨益者選定

対象地域における損壊家屋につき、各世帯の調査を実施し、世帯の脆弱性状況を加味し裨益世帯を選定する。

なお、居住者の土地及び家屋の所有権・居意思について、登記資料の提出、コミュニティリーダー（ムクター）を通じた確認などの複数方法でアセスメントの一環として確実に確認を行うようにする。

3-3 各裨益世帯 BOQ 作成

ジャパン・プラットフォーム提出用 *（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）*

エンジニア及び建設アシスタントが、各世帯への修復の詳細を記したB0Qを作成する。また、世帯ごとに、作業に従事するワーカーの選定、非熟練～熟練の3段階のスキルレベルごとに定めた日当額、日数、内容を確定する。これらの内容及び、裨益者主体修復の責任遂行、完了後の引き渡しなどについて、各世帯に確実に説明を行った上で、各世帯との合意書を締結する。

3-4 業者選定

修復に必要な資材の調達を行う。資材業者選定にあたっては、当団体の物品・サービスの調達ガイドラインに則り、調達委員会によって業者の実施能力、類似事業実施経験、入札価格に基づき業者を選定する。

裨益者主体で実施するため、業者は材料調達と、現場への配達のみを実施する。全世帯のB0Qに準拠した材料数をまとめて調達するが、配達は当団体が現地で借り上げるサブオフィスの倉庫にゾーン毎の工事進捗に合わせて複数回数に分けて実施する。

3-5 工事实施

各世帯の修復工事を裨益者主体の方法により実施する。各世帯主、修復ワーカー、材料調達業者と、当団体エンジニア、建設アシスタントが、詳細の作業工程、材料搬入タイミング、期間等を十分に確認したうえで修復工事を開始し、実施中は、フィールドモニターが定期的に進捗確認、記録を行う。事業を効率的に進めていくため、ゾーンごとに順次実施していく。エンジニアは、すべての進捗状況を取りまとめたうえで、現地調整員へ週報にて報告を行う。変更や微調整が必要となった場合は、関係者間の合意を得て、書面での確認を行った上で対応する。現地調整員は、事業全体の技術指導を行うスーパーバイジングエンジニアとともに、現地事業責任者および現地事業副責任者の監督の下、事業を進める。

3-6 査定と引渡し

各世帯の修復作業の完了後、確認、査定、世帯への引渡しを行う。最終確認および査定は、必ず当団体エンジニアが担当した上、世帯主の同席のもとで実施し、修復完了が合意されれば、引き渡し書類に双方で署名を行う。

裨益者主体の手法を採用することや、世帯ごとの利用状況が異なるため、基本的には引き渡し後の再修理への対応は行わないこととするが、工事完了から3ヵ月後に居住状況のモニタリングを実施し、明らかに材料自体に不備や問題があったと認められる場合には、必要に応じて材料調達業者の負担で修理を行う。

3-7 モニタリング

施工中は、当団体スーパーバイジングエンジニアの監督のもと、フィールドモニターが工事現場を訪れ事業の進捗・工事状況を確認する。工事完了から3ヵ月後を目途に、居住状況のモニタリングを実施し、裨益者への聞き取り調査を行う。

(4) コンポーネント4：キャンプ環境改善支援

ドホーク州シャリヤ国内避難民キャンプに配電線を設置し、電力・電圧不足に悩むキャンプ住民及び近隣国内避難民およびホストコミュニティの電力状況を改善する。

【成果のための活動】

4-1 現地政府、クラスター、キャンプマネジメントとの調整

本活動開始に向け、現地政府や Camp Coordination and Camp Management (CCCM) クラスター、シェルター・NFI クラスター、キャンプマネジメントに情報共有し、本活動実施後には月例会議やメールで随時進捗・成果等を報告する。また、キャンプマネジメントや現地電気局とは既に現地調査や情報収集、配電線の設置場所の選定、引き渡しの内容・工程、稼働・維持管理について調整済みである。

4-2 施行業者選定

業者選定にあたっては、当団体の物品・サービスの調達ガイドラインに則り、調達委員会によって業者の実施能力、類似事業経験、入札価格に基づき業者を選定する。

4-3 建設工事

シャリヤ国内避難民キャンプとキャンプ外の変電所を直接接続する 33KV の配電ケーブルと電柱を設置する。施行業者とは作業工程・期間等の確認を行い、工事契約後、当団体エンジニアと現地電気局員とともに各資材の設置場所等より詳細な実地調査を行う。当団体エンジニア 1 名、建設アシスタント 1 名、フィールドモニター 1 名が担当し、業者との日々の進捗確認や技術・施行管理指導、政府担当者との調整を行う。当団体エンジニアは現地調整員へ週報にて報告を行う。変更や微調整が必要となった場合は、関係者間の合意を得て、書面での確認を行った上で対応する。現地調整員は、事業全体の技術指導を行うシニアエンジニアとスーパーバイジングエンジニアとともに、現地事業責任者および現地事業副責任者の監督の下、事業を進める。

4-4 査定と引渡し

シャリヤ国内避難民キャンプが位置するセメル郡の電気局職員により作業状況の確認、査定を行ったうえで、引渡しを行う。引渡しの際の実地訪問には、現地政府関係者が参加する。工事完了から 6 ヶ月間は引き渡し期間とし、不備や問題が発見された場合は、施行業者の責任として点検・整備し、必要に応じて施行業者の負担で修理を行う。引き渡した成果物の稼働維持管理・修理は、現地電気局が行う旨、書面にて確認済みである。

4-5 モニタリング

施工中は、当団体シニアエンジニアとスーパーバイジングエンジニアの監督のもと、フィールドモニターが工事現場を訪れ、事業の進捗・工事状況を確認する。引渡し後 1 ヶ月後を目途に引き渡し後の使用管理状況の確認、裨益者への聞き取り調査を行う。

(5) コンポーネント 5 : 保健支援

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

当団体の学校保健支援は、健診を実施することで、保護者や生徒自身が自らの健康問題に気付き、自ら健康管理をすることの重要性、健康管理の仕方（例えば、シラミの防止、歯磨きによる虫歯予防）の啓発を目標としている。同時に学校生活を送る上で大きな影響を与える疾患や国内避難民キャンプで蔓延しやすい感染症に関して治療へのアクセスを可能とし、健康的な生活へと貢献することを目標としている。これまでの経験から、健診を受診し、その結果治療や適切な処置を行った生徒には、当団体が実施する保健啓発活動で得た健康管理の仕方を自ら実施する行動変容が観察されている。また、特に子どものが数が平均6～7人と多く、公衆衛生の知識や日常生活における疾患予防の知識が乏しい傾向にあるヤジディ教徒の保護者は、これまでの避難や避難後のキャンプ生活を送ることに手一杯で子どもの健康問題に気付いていなかった、気づいていてもどう対処したら良いか分からなかった、もしくは経済的事情で治療をしていなかったといったケースに対して、当団体の学校保健支援を通じ、保護者が子どもの健康問題に気づき、適切な対処法を知ることが可能としてきた。同時に、過去事業の教員への研修や生徒への保健啓発を通じ、家庭や学校での健康管理の必要性、そのための知識を伝達し、疾患の予防や早期治療による健康増進に寄与してきた。現地での展開・定着という観点では、主に財政面の問題から、学校保健局が国内避難民キャンプで当団体と同規模の健診実施体制を直ちに構築することは難しいため、以下に記載の通り、当団体の学校保健支援を通じて、保護者・生徒・教員への知識の伝達を実施し、彼らが本事業実施後そして帰還したあとも自ら健康管理を行えるようにする。

上記を踏まえ、本事業ではドホーク州の過去事業で未実施である残り5つの国内避難民キャンプの全18校の1～9年生を対象に、学校保健局の医療チーム（以下、医療チーム）と協働し、内科・耳鼻科・皮膚科・歯科・眼科の健診と治療を実施する。夏休み期間に教員への学校保健研修を行い、新学年度から健診、治療、生徒への保健啓発活動を行う。

【成果のための活動】

5-1 学校保健局、医療チーム、学校、保健と教育クラスター、キャンプマネジメントとの調整

当団体スタッフチームが、国内避難民キャンプの各学校を訪問して校長と面会し、新学期の登録生徒数の確認と健診予定日の確認を行う。これらの学校ではしばしば、生徒名簿が揃っておらず、生徒の転出入も多いため、学校側のクラス名簿の作成と生徒数把握をサポートし、学校保健局と調整して健診予定表や記録用紙を準備する。国内避難民キャンプでの活動許可やキャンプ内クリニックへの照会等に関して、学校保健局にレターを発行してもらう。また、他団体による同様の活動（物資配布や保健啓発活動など）予定について、キャンプマネジメントとクラスターを通して再度確認し、担当キャンプや学校等の役割分担を明確にする。ドホーク州保健局（以下、保健局）や学校保健局が支給できる物品の在庫を確認し、調達計画を作成する。本活動は学校で行うため、教育クラスターにも情報共有・活動報告を行う。

当団体が実施した健診結果およびその後の治療内容、照会後の診断結果については、当団体スタッフがデータを収集し、保健局や学校保健局、PHC、クラスターへと結果を共有し、キャンプ内での就学期の子どもの疾病状況の把握とともに各々のキャンプでの保健支援へと活用してもらう。

5-2 教員研修

ジャパン・プラットフォーム提出用（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）

夏休み期間に、対象18校の教員計250人(各校10～15人)に対し、各3日間の学校保健研修を各国内避難民キャンプにて行う。学校健診と治療活動への理解、教育現場での保健啓発の重要性を学び、具体的にどのように生徒に伝達するのか、特に校内感染症とその予防法、性教育や家族計画についても学校保健局の講師が教示する。研修の理解度を測る前後比較テストと研修に対する意見の収集を行い、教員へのフィードバックに活用する。また、本事業では従来の研修内容に加え、過去の事業で多くみられた虫歯の予防と早期発見による疾患悪化防止に重点を置くべく、歯磨き指導の仕方や学校生活における視力低下や難聴などの疾患の見つけ方、見つけた場合の照会の仕方などの指導も行う。さらに、保健・健康管理に関するテーマを1日1つ記載したカレンダーと同テーマについて生徒への指導方法を記載した冊子を作成し、カレンダーと冊子をどのように活用するか研修で指導する。毎日始業前に、教員がこのカレンダーを用いて5～10分ほどの保健指導を教室で実施することとし、例えば毎月1日には歯磨きの指導、2日にはシラミ予防の指導などを行えるように研修で指導する。本事業実施後においても、この始業前の保健指導が現地で展開・定着するよう、ドホーク州教育局と学校保健局に共同でカリキュラムに組み込んでもらうように働きかける。

上記の教員研修は、夏休み期間に実施するが、学期末に再度、教員への振り返りのセッションを実施し、夏休みの研修で学んだことをどう生かしたか、生徒にどういったインプットをしたか、さらにもどのような知識を得ると効果的なのか等のフィードバックを得ると同時に、本事業で実施した健診・照会結果に基づき、各々のキャンプ内で支援対象生徒に多く見られる疾患に対して学校で実施できる予防法について次学期以降は教員が生徒に指導できるよう、そのための研修も行う。

5-3 物品調達・修理

保健局が本活動に無償で貸し出す関連資器材の状態を夏休み中に確認し、不具合がある場合は、保健局と相談のもと修理する。健診・治療・啓発に使用する使い捨て物品、ポスターなどは、保健局および学校保健局の在庫と調達予定を確認し、不足分を当団体が調達する。当団体スタッフが、学校ごとにまとめて視力矯正眼鏡と補聴器の発注を行い、生徒に供与する。必要な物品はすべて、当団体の物品・サービスの調達ガイドラインに則って行う。同時に、学校保健局と合意した書式の印刷や、パソコンでのデータ管理の準備を行う。

5-4 学校健診 (PHC等への照会含む)

医療チームと当団体スタッフチームが、健診予定表に基づいて各キャンプ・各学校を訪問し、内科・耳鼻科・皮膚科・眼科・歯科の健診を行う。医療チームは、内科医(内科、耳鼻科、皮膚科健診担当)、視力鑑定士(一次視力検査)、眼科医(二次視力検査)、歯科医、看護師・アシスタントで構成され、医療チーム員と当団体スタッフが、検査の記録、生徒の誘導、学校職員と保護者そしてキャンプマネジメントとの連絡調整を行う。精密検査や物品が必要、もしくはPHCへの照会が必要と判断された生徒についても記録し、事前に学校と決めた手順に従い生徒の保護者への連絡等を行う。健診結果に基づき、必要と判断された生徒には、精密検査を行うようキャンプ内のPHCや専門医へ照会をする。

内科健診では内科医により、聴診器による診察に加え、既往症(喘息やアレルギー等)、慢性的疾患(肥満や糖尿病等)や遺伝性疾患、栄養状態の把握と確認、発達障害の疑いがあるかなどの確認を行い、治療や精密な検査が必要な場合はキャンプ内のPHCや専門医に照会する。

眼科健診については、視力鑑定士により視力表による一次検査を行う。より精密な視力検査が必要な生徒には、二次検査として眼科医師が機材を学校に持ち込み、コンピューターによる検査を行い、視力レベルの判定と、適切な視力矯正眼鏡の度数を記録する。当団体スタッフが、学校ごとにまとめて視力矯正眼鏡の発注を行い、生徒に供与する。また、過去事業で視力矯正眼鏡を受け取った生徒のその後の使用・改善状況を確認し、不具合や問題にも対応する。また感染症や特有の眼科疾患が疑われる生徒はキャンプ外の眼科へ照会する。

耳鼻科健診は、内科医が担当し、健診の結果、耳垢の蓄積がある生徒には耳鼻科へ照会し、ワックススクリームを塗る、耳垢やほこりの除去などの処置を行う。また難聴や感染症等が疑われる生徒は、学校保健局と調整し、キャンプ外公立病院にて検査と照会の対応を行い、補聴器が必要な生徒には耳鼻科医の診断治療結果をもとに当団体が発注を行い、生徒に供与する。補聴器を受け取った生徒には、その後の使用・改善状況を確認し、不具合や問題にも対応する。不具合が生じている場合には再度耳鼻科医に検査を依頼し、補聴器の交換を行う。

皮膚科健診は、内科医が担当し、フケやシラミ、疥癬等を確認した後、治療が必要な生徒とその保護者を対象とした皮膚科啓発・説明を当団体スタッフによる世帯訪問にて行い、保護者が抗シラミ用シャンプーや塗り薬の使用法そして健康課題の予防法を理解したことを確認の上、治療に必要な物品を配布する。配布後の治療経過モニタリングも、当団体スタッフと各キャンプの協力団体が世帯訪問して行う。保健局やPHCに十分な数の抗シラミ用シャンプーがある場合は、在庫をもらい配布する。また、治療が必要な生徒の世帯情報をキャンプ内の衛生備品配布担当の部署と共有し、マットレスや毛布、枕カバーや生徒の衣類の新規交換のリストに反映し、キャンプ全体の課題でもあるシラミや疥癬予防に寄与する。

歯科健診では、歯科医が担当し、健診の結果、2本以上の虫歯を持っていても乳歯や痛みの無い場合は治療対象から除外する。治療が必要と判断した生徒に対しては、保健局が所有するモバイル歯科クリニックそしてキャンプ内のPHC既存の歯科施設を利用して対応する。また、虫歯予防として保健局や各キャンプのPHCが対象生徒に歯ブラシセットを配布する際には、当団体スタッフが配布の調整にあたる。より複雑な歯内治療が必要な生徒は、キャンプ外の歯科医師協会が推薦する歯科医に照会し治療を行う。

上記それぞれの健診科目に関して、キャンプ内で治療できないケースは、キャンプ外への既存の照会プロセスに沿って対応する。まずは各校から各キャンプ内のPHC、もしくはモバイルクリニックに照会され、医薬品不足や検査器機不足で対処できない治療や複雑な歯内治療、精密検査、手術を伴う治療のケースは、キャンプ外のシハン市、アクレ市もしくはドホーク市にある郡の総合病院に照会する。当団体スタッフと学校保健局が総合病院の各科と連絡を取り合い、各生徒との連絡、保護者同伴による治療日程の確定、タクシー手配、交通費支給を行う。

実施・管理体制については、当団体のプロジェクトオフィサーが学校保健支援の活動を管轄する下で、プロジェクトアシスタント1名とフィールドスーパーバイザー1名がチームリーダーとなり、フィールドモニター6名と各キャンプ内から雇用するフィールドファシリテーター10名が各キャンプの事業規模に応じて5チームに分かれ、学校保健局医療チームと連携して現場での健診活動を行う。チームは日々キャンプの学校を訪問し、医療チームの補佐や関係者との調整を行う。プロジェクトオフィサーは現地調整員へ週報にて進捗を報告し、問題や計画の修正が必要な場合は逐次共有し、関係

団体とともに対応策を決定し実施する。現地調整員は、現地事業責任者および副責任者の監督の下、事業を進める。学校保健局の指導医により、医療チームが行う健診活動のモニタリングが定期的に実施されるとともに、国連機関が統括する保健クラスターや保健分野の団体の保健専門家を招聘した第三者モニタリングを事業実施期間中に行う。

5-5 保健啓発

健診活動や精密検査と並行して、支援対象生徒向けの保健啓発セッションを行う。試験期間など授業のカリキュラムに影響を与えないよう、各学校・教員と調整のもと、教室毎または学年毎にキャンパス内で実施する。1回30分程のセッションで、当団体スタッフ、学校保健局員や専門医が、当団体と学校保健局が共同で作成したポスターや、他団体共有の動画を見せながら、セッション前半は、感染症の感染経路やその予防法を説明し、セッション後半は、内容の振り返りと質疑応答を行う。追加の質問がある場合は専門医による個別相談も受けつける。また、健診・照会結果に基づき、各々のキャンプ内で支援対象生徒に多く見られる疾患を特定し、生徒への保健啓発実施時にはその疾患の予防方法に特に時間をかけて啓発を行う。

また、思春期にさしかかる中学生（7年生～9年生）を対象に、学校保健局から講師（医師）を招き、性教育や家族計画についての性教育啓発活動を、各キャンプで男女別に開催する。高学年になると国内避難民の女子生徒は文化的に男性との接触を忌み嫌うので、女性スタッフを採用して対応するほか、国内避難民やキャンプ内の宗教的リーダーらと現地語で調整できる当団体のヤジディ教徒やキリスト教徒スタッフを登用し、各キャンプ内から雇用するフィールドファシリテーターを活用して、保健啓発項目の中で配慮が必要な内容（性教育や家族計画、シラミなど）に関してキャンプマネジメントと学校保健局を交えて保護者や学校、キャンプ内の宗教的リーダーと密に協議を行い、活動内容に十分な理解を得た上で、キャンプマネジメントと学校、宗教的リーダーとの間で合意書を交わす。特に、キャンプ内の中学生の女性生徒は、早期結婚、第二次性徴に伴う体調の変化により学校への通学をあきらめる傾向があり、男女生徒ともに正しい保健知識を身に付けることで伝統的な慣習や文化の中においても、生徒が自らの意志で健やかに成長できるよう生徒たちと講師の質疑応答を十分に取り入れた内容で開催する。なお、性教育啓発は上述のとおり、基本的に男女別を実施してきたが、過去事業では両性が同席の場で両性についての正しい知識を知ることが重要との考えから男女混合にて実施した例もある。本事業でも教員や宗教的リーダー、関係者との調整の結果可能であれば混合での実施も検討する。

5-6 健診結果のフォローアップと治療等対処

精密検査や照会があった生徒の経過および支援物品の使用状況を確認する。当団体スタッフチームが各学校を訪問し、生徒の状況の確認や、校長・教員・保護者からの聞き取りを行い、問題や交換の必要性などが確認された場合、学校保健局や連携団体と確認し、対応方法を決定する。

キャンプ内のPHC既存の歯科施設やモバイルクリニックでの治療に関しては治療内容・診断結果を当団体スタッフがまとめデータを収集する。キャンプ外への病院への照会に関しても同様に、当団体スタッフが照会先の病院へと同行し、治療内容や診断結果を収集する。収集したデータを用い、各々のキャンプで多くみられる疾患を特定し、その疾患の予防方法について、生徒への保健啓発実施

時、ならびに、学期末の教員への振り返りセッションにて、特に時間をかけて啓発や研修を実施し、彼らが本事業実施後そして帰還したあとも自ら健康管理を行えるようにする。

事業の成果については、保健および教育クラスター・各キャンプ会議での共有・報告するとともに、Activity InfoでHRPへの月例報告を行う。健診、治療結果はデータにまとめて学校保健局にも報告し、疾病傾向の分析や保健局が最終的に取りまとめる記述統計データに反映される。事業の活動報告書は事業を実施したキャンプ内のPHCとキャンプマネージャーにも共有し、本事業終了後のキャンプ内でのフォローアップや疾病状況の把握に寄与する。

(6) コンポーネント6：生活物資配布支援

シリア難民と国内避難民の越夏ニーズギャップに対応すべく生活物資を配布する。越夏物資として例年のクラスター方針と過去事業の経験から子ども向けの衣料と女性向けの衛生キット（石鹸、生理用品、生理用ショーツなど）を予定しており、ニーズや今後の見込みが現時点までに確認されているガウイラン難民キャンプ、バジットカンダラ1国内避難民キャンプ、バジットカンダラ2国内避難民キャンプにおいて、0歳から11歳までの子ども2,000人と女性1,000人の計3,000人へ配布する。この配布人数は、現地での過去事業の経験から、事業開始時に他団体の支援予定や重複を確認した上で見込まれる数である。なお、事業期間中に、越冬支援や新規国内避難民、シリア難民への生活物資配布のニーズが生じた際には変更報告書などで柔軟に対応する。

【成果のための活動】

6-1 現地政府、NFIクラスターとの調整

NFIクラスターの月例会議に出席、生活物資配布支援の支援方針策定協議に参加し、他団体や現地政府と調整して、事業進捗の報告や共有を行う。

6-2 アセスメント、裨益者選定

本事業開始後、現地政府およびキャンプマネージャーから対象キャンプ内の裨益者リストを受け取り、戸別訪問調査を行って、居住有無や生活状況と家族数の確認、個別アイテムのニーズ確認を行う。調査はプロジェクトアシスタントおよびフィールドモニターが実施し、調査結果をもとに、現地政府担当者およびキャンプマネージャーと裨益者リストの最終版を確定する。

6-3 物資調達、配布準備

当団体の物品・サービス調達ガイドラインに沿って物資製造業者または卸売業者の選定を行う。アセスメント後、確定したリストに基づき、当団体スタッフが事前に引換券を裨益者に配布し、配布日時と場所を伝える。

6-4 配布

物資配布時には裨益者（裨益者が子どもの場合はその保護者）は指定された場所へ自身の身分証明書と引換券を持参する。配布後、裨益者（またはその保護者）は物資を受け取ったことを証明するためにリストへ署名する。各アイテムはそれぞれ数日に分けて配布し、当団体のプロジェクトアシスタントおよびフィールドモニターが配布状況の確認や裨益者への対応などを配布場所にて行う。

ジャパン・プラットフォーム提出用 *(フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)*

6-5 配布後モニタリング

配布後1ヵ月を目途に、物資の量と質、当団体による配布工程と連絡方法などについて、当団体の別スタッフチームが裨益世帯への戸別訪問やキーインフォーマントインタビュー、フォーカスグループディスカッションによる聞き取り調査を行う。配布物資毎に配布対象者の20%を対象とし、回答結果を配布後モニタリング報告書にまとめ、教訓・改善点を確認する。

10. 事業の背景

(1) 対象地における被災者の状況

イラク共和国では、政府軍と「イスラム国」との戦闘の影響や、2017年9月のクルド人自治区における独立の是非を問う住民投票に係る中央政府とクルド自治政府の関係悪化等を要因として、411万人の帰還民、186.6万人の国内避難民を抱えており⁷、本事業対象地であるイラク北部ニネワ州およびクルド人自治区は特に甚大な影響を受けている。クルド人自治区では、イラクにおけるシリア難民の大多数である25万人が今なお避難生活を送っている⁸。ドホーク州に居住する34.7万人の国内避難民のうち1年以内の帰還の意思を示しているものは3%未満であり、避難生活の長期化が想定されている⁹。中でもニネワ州からドホーク州へ逃れた国内避難民の大多数を占めるヤジディ教徒は、帰還先の治安や帰還後の差別への不安、インフラの欠如、教育機会や生計手段の欠如により、現在も帰還は進んでいない。国際社会の資金がニネワ州に集中したことに伴いクルド人自治区への支援が減少しており、具体的には国連機関や国際NGOのドホーク州の事業・事務所の撤退や縮小、ドホーク州での支援調整会議への参加団体の減少という形で表れている。しかしながら、多くの難民・国内避難民を抱えるクルド人自治区は長期化する経済危機により国内避難民への十分な支援を提供することはできず、また避難民を受け入れてきたホストコミュニティ側への支援もいきわたっていないため、支援ニーズのギャップは依然として高い状態が続いている。また、同州での難民・国内避難民キャンプ運営を主に担当しているUNHCRは今後数年にわたり、継続的な難民・国内避難民への支援を計画しており、当団体はUNHCRのパートナーとしてシリア難民を対象とした支援を行っており、本事業においては帰還の見込みが立たないドホーク州の国内避難民を中心に支援を計画している。

また、ニネワ州の帰還民地域では戦闘によるインフラの破壊が深刻であり、水衛生、シェルターや電力など、最も基本的な生活環境の改善ニーズが依然として高い。

(2) 課題・ニーズの分析

コンポーネント1：教育支援

ニネワ州ハムダニヤ郡バシカ小郡は2014年8月に「イスラム国」に制圧され、大多数の住民がエルビル州やドホーク州へと避難した。バシカ小郡が2016年11月に奪還され再びクルド人自治区政府の管轄下になるまでの2年間に、「イスラム国」との戦闘により多くの住居や学校、宗教施設などのインフラが破壊された。奪還後、同地域では支援団体の援助によりインフラの復興が進み、帰還が進んでいる。

⁷ IOM, [Iraq Mission, Displacement Tracking Matrix \(DTM\)](#)

⁸ UNHCR Operational Portal - [Refugee Situations- Syria Regional Refugee Response - Iraq](#)

⁹ REACH, CCCM Cluster, [Intentions Survey: IDPs in Formal Camps](#). August 2018, p. 5,

REACH, CCCM Cluster Iraq, [Intentions Survey: IDPs in Informal Site](#). August 2018, p. 5

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

これに伴い、生徒数も増加している。本事業対象地ハムダニヤ郡バシカ小郡ハイアルジャバル地区は同小郡バシカタウンの北部に位置する。バシカタウンは、現在人口約26,000人を擁し、1～12年生の生徒数は12,423人に上る。ハイアルジャバル地区（人口約4,000人）では現在、帰還民350人の生徒（1～6年生）が居住しているが、同地区内には学校が無く、近隣地域の学校に通学している。また、バシカタウンには、2014年以前は17の学校があったが、戦闘により3校が全壊・半壊した。これら3校にはいまだ地雷の残留などの問題があるため、当面再建の見込みも立っておらず、帰還数が増えるにつれ、近隣地域の学校に生徒が流入し負担となっている。

ハイアルジャバル地区の生徒は通学に片道30分を要し、遠距離であることから低学年や女子生徒が通学する上での懸念となっている。「イスラム国」制圧以降、保護者の多くは治安への不安から長距離を歩かせることに懸念を抱えている。そのため、タクシーを使用させている世帯もあり、家計に大きな負担を強いているほか、通学困難により学校を欠席してしまう生徒もいる。かつ、ハイアルジャバル地区の生徒が通学している学校では1,367人が2シフトにて12教室で学んでおり、1教室平均はイラク INEE 基準（40人）¹⁰を大きく超える57人で、学習環境は劣悪である。ハイアルジャバル地区を含み、バシカタウンでは更なる帰還が見込まれており、今後生徒数の増加が予想されていることから、現在学校が無いハイアルジャバル地区における新校舎の建設が喫緊のニーズとして挙げられている。本緊急ニーズに対応するため、工期も短く、必要経費も安価なことからプレハブ校舎の新設が必要とされている。

コンポーネント2：水衛生支援

「イスラム国」との戦闘の影響によるニネワ州給水施設の損傷は、イラク国内でも特に甚大である。2017年12月のイラク政府による戦勝宣言以降、現地政府、国連、水衛生クラスターの調整のもと、復興計画が進められ、帰還民も増加しているものの、ニネワ州水道局は予算・人材ともに十分な体制を有しておらず、緊急給水ニーズにも、復興にも対応しきれていない。ニネワ州水道局が優先事業リストを作成し、政府資金及び人道支援団体の支援によって、順次対応しているが、住民の多い大都市、アクセスのよい地域が優先的に修復される傾向があり、ニネワ州北西部の小・中都市への支援は不十分である。村落部の給水施設に至っては、ほとんど修復されておらず、帰還民からの支援を求める声が、各地方自治体経由で当団体に対し、直接届けられる状況が続いている。

また国内避難民キャンプや非公式の国内避難民居住地においては、水衛生分野の支援は、国内避難民の日々の生活に直結しており、安全かつ衛生的で尊厳のある生活を支える最重要事項の一つであるが、キャンプ運営が中・長期化し、緊急支援の資金が縮小していく中、国連や現地政府は必要な支援の確保に苦慮している。中・長期化する支援においては、持続性、効率性を考慮した支援方法の検討や、国内避難民のストレスへの配慮、収入創出に関する配慮なども必要となる。

テラファー郡テラファー市

テラファー郡テラファー市はニネワ州北西部に位置する中規模都市で、トルクメンのスナ派及びシーア派がほぼ半数ずつ暮らしている。2003年のサダム政権崩壊以降に両派の分断が進み、2014年6月の「イスラム国」による占拠以前においても、係争が繰り返されていた。2017年の「イスラム国」掃討

¹⁰ INEE, [Iraq Minimum Standards for Education in Emergencies](#) p. 45

ジャパン・プラットフォーム提出用（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）

作戦の後期には、テラファー郡郊外の山間部にその残存勢力が潜伏したため、「イスラム国」のイラクにおける最終拠点と言われている。郊外山間部や近郊の幹線道路においては、現在でもイラク軍による反政府勢力掃討活動、残留爆発物処理の報告がある。こうした状況により、各支援団体も慎重にならざるを得ず、ニネワ州内においても帰還の進捗や人口に比して、復興支援が遅れがちな地区の一つとなっている。

ただしテラファー市内においては、2018年以降、治安状況が次第に安定してきており、帰還も順調に進み、経済活動も再活性化しつつあるため、当市の給水網の復旧はニネワ州水道局が最優先案件としている。

市内の給水網は、一部戦闘により破壊され、そうでない箇所も約50年前に敷設され老朽化しているため、常にどこかで不具合が発生し、断水が頻発している状況であり、帰還民の安定した水へのアクセスを妨げている。また給水網が届いていない地域では、住民は給水トラックから飲料水を購入、もしくは破損していない給水網に違法に接続して、生活用水を確保している。給水トラックから定期的購入できない世帯については、必要な生活用水の最低基準（1人1日50リットル¹¹）を満たしていない。

モスル郡ハミダット小郡アスキモスル給水ポンプ場

チグリス川沿岸の当給水ポンプ場は、チグリス川を水源とし、経由ポンプ場（アブマリア給水ポンプ場）を経由した上で、約40～60キロ離れたテラファー郡の複数の市・村落に飲料水を送っている基幹的かつ大規模な給水施設である。2014年「イスラム国」が占拠し、軍事施設として利用、その後クルド自治政府の治安部隊（ペシュメルガ）と「イスラム国」との戦闘で大きく損壊した。戦闘前線に近い地域に位置したため、その後も2017年の「イスラム国」掃討まで、ペシュメルガが軍事基地として利用しつつ、給水機能は限定的に維持されてきた。2017年10月にペシュメルガが撤退し、イラク中央政府ニネワ州水道局の管轄に移った。テラファー郡の約30万人の住民を支える水源となるため、今までも複数の支援団体が機材導入などの限定的な支援を行ってきたものの、本来あるべき稼働率の40%程度にとどまっている。そのため、配水制限を行わざるを得ず、現在、上水道接続されている地域においても、裨益者世帯で受け取れる給水は週1回のみ、一日一人あたりの給水量で換算すると約20リットル程度と、最低基準を大きく下回っている。そのため、都市部の帰還民は、民間業者から水を購入し、村落部においては飲用には適さない簡易井戸を設置するなどしている。今後の帰還民増加を踏まえ、水源地域の当ポンプ場の稼働を改善する必要がある。

バシカ小郡

バシカ小郡では「イスラム国」の占拠とペシュメルガによる奪還、2017年クルド自治区独立に関する住民投票後の係争を経て、現在ではイラク中央政府ニネワ州の正式な管轄となり、帰還民の増加とインフラ復興が進みつつある。ニネワ州内の他地域に比較して、治安が安定し、州都であるモスル、もしくはエルビル、ドホークなどから距離が近く、アクセス道路も整備されていることから、帰還数は順調に伸びており、地区によっては、紛争前よりも人口が増加している。しかし、給水インフラ復興は、それに追いついておらず、多くの帰還民は、給水トラックから飲料水を購入、浅井戸を掘削して生活用水を使用、もしくは破損していない給水網に違法接続を行って、生活用水を確保している。給水トラックか

¹¹ 現地クラスターが採用している6か月以上続く緊急対応期の基準
ジャパン・プラットフォーム提出用（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）

ら定期的に購入できない世帯については、必要な生活用水の基準（1人1日 50 リットル）を満たしていない。

シンジャール郡シンジャール山

ニネワ州シンジャール郡にはもともとはアラブ人の村落と隣接しあって多くのヤジディ教徒の村落が存在し、平和に共存していたが、2014年8月の「イスラム国」のシンジャール侵攻・ヤジディ教徒に対する虐殺・暴力・迫害により、多くの住民がシンジャール山上に逃れた。以降、シンジャール山は非公式な国内避難民居住地区となり、避難から4年以上が経過する現在でも、いまだ約5,400人が避難生活を送っている。当団体の聞き取り調査および国連など他団体の調査結果によれば、これらヤジディ教徒の国内避難民の多くはシンジャール山南部の「イスラム国」による被害が甚大だった村落から避難しており、インフラ及び住居の復興はまったく進んでおらず、アラブ・スンニ派の帰還民と共存していくための十分な安全確保がされていないと多くの国内避難民は感じており、戦争責任や補償等の議論も棚上げになっている。この状況の中、現時点で具体的な帰還意思および計画を有している避難民はほぼおらず、避難生活は当面は継続すると予測されている。こうした困難な状況におかれている国内避難民にとって、生命を維持するための給水は最重要なニーズとなっている。

ドホーク州セメル郡シャリヤ国内避難民キャンプ

シャリヤ国内避難民キャンプは、BRHA が管轄する国内避難民キャンプで、シンジャール地区からの3,112世帯（16,832人）（2019年1月現在）の国内避難民が暮らしている。同キャンプ住民はすべてヤジディ教徒であり、2014年8月の「イスラム国」のシンジャール地区侵攻時に破壊・暴力・虐殺の対象となり避難した。避難から約4年半が経過する現在でも、出身村落の大規模な損壊、治安への不安、基本的な生活サービス・生計手段の不足、さらに紛争下における心理的な影響を理由に、その多くが当面はキャンプでの避難生活継続を望んでいることが、最近の帰還意志調査で明らかになっている。国内避難民の安全で尊厳ある生活を支えるために、水衛生支援は最重要課題の一つであり、BRHA、水衛生クラスター、キャンプマネジメントクラスターが常に調整を行いながら、支援団体を確保している。国内避難民キャンプの中でも比較的大規模な当キャンプでは、キャンプでの支援経験が豊富な団体でないと、円滑な対応が難しい。当団体はイラク国内のキャンプへの豊富な協力実績をもとに、BRHA から直接の水衛生支援依頼を受けている。

コンポーネント3：シェルター支援

ニネワ州テラファー郡ズマール小郡には、ズマール市と、多数の大小の村落が存在し、クルド、アラブ、トルクマンなどの多民族が混在して居住している。2014年8月「イスラム国」に占拠され、多くの国内避難民を生んだが、2014年11月よりペシュメルガにより同地が奪還され、帰還が始まった。2017年10月のクルド人自治区の独立の是非を問う住民投票後の係争により、当地域はイラク中央政府及びシリア派民兵軍の管理下となり、再び複数の国内避難民が発生した。

現在では、治安も比較的安定し、ニネワ州北西部においては、特に帰還が進み住民数が増加している地域の一つとなっている。しかし、避難前の居住村・地区に帰還した場合でも、自らの住居が破損しているため、破損した住居にテントを張ったり、ナイロンシートなどで即席の補修を行ったり、複数家族が狭い住居に同居している世帯は多くある。生活再建に向けては、シェルター分野支援が喫緊であるこ

とが、クラスター・人道支援団体間で認識されている。

コンポーネント4：キャンプ環境改善支援

シャリヤ国内避難民キャンプは緊急仕様で整備されたインフラの老朽化や不足が問題となっている。同キャンプではキャンプマネジメント及び住民から電力・電圧不足が再三にわたり訴えられてきた。また、同キャンプに隣接するシャリヤ地区にも多くの国内避難民が流入し、それにより同地区のホストコミュニティのインフラ環境も悪化した。

シャリヤ国内避難民キャンプではその開設にあたり、ファイダ変電所からキャンプ専用の33KVの配電線が設置されたが、キャンプ外のシャリヤ地区にも国内避難民が多く流入したことにより、その配電線が延長され、キャンプ内外両方にその配電線から電力を供給することとなった。シャリヤ地区には国内避難民流入以前から元々ファイダ変電所から11KVの配電線が2本接続されており、同地区住民に電力を供給していた。しかしこの既存の2本の配電線とキャンプから延長された配電線、計3本ではシャリヤ地区のホストコミュニティ、キャンプ内外の国内避難民の電力需要を満たすことはできず、現在3本ともに過負荷の状態が続いており、キャンプ内外の国内避難民およびホストコミュニティは電力・電圧不足に悩まされている。現在は2時間ごとに停電し、一日合計でも電力使用量が増加する夏・冬は6時間ほどしか電気が使えない。本キャンプでは国営電力が世帯への電力供給をまかなう唯一の電力源であり、発電機等は設置されていない。また、通常、当地で家電製品を使用するには220ボルトが必要であるが、電圧不足により夏期は冷風機、冬期はヒーターなど、健康な生活を維持するために必要な電気機器が適切に使用できない。キャンプ内で電力が使用できる時間帯は、同じ配電線から電力供給を受けているシャリヤ地区の電力使用状況にも左右されるため、電力供給の時間帯は予測できず不便な状態が続いている。特に夏や冬は電力需要が増え、より頻繁に停電する。この問題は国内避難民流入が発生した直後より再三にわたり住民から訴えられてきており、かつヤジディ系国内避難民の帰還にはまだ数年かかると見られているため、速やかにかつ持続的な解決方法が求められている。

上記の状態を改善するために、シャリヤ国内避難民キャンプ近隣にあるファイダ変電所から同キャンプ専用の配電線を設置し、キャンプ内住民が十分な電力・電圧を使用できるようにする。また、これまでにキャンプに給電していた既存の配電線の負荷が減少することにより、その配電線が給電している近隣地域の国内避難民3,150世帯、およびホストコミュニティ16,878世帯の電力状況も改善される。新規配電線設置により、キャンプ内外により安定的な電力・電圧を供給し、かつ電気局との調整によりキャンプでの電力供給時間を固定することが可能となる。

コンポーネント5：保健支援

「イスラム国」との戦闘は終息し、ニネワ州とドホーク州・エルビル州との州境に点在する村落への帰還が進んでいる。イラク中央政府はさらなる帰還を勧めているが、ドホーク州の国内避難民キャンプに残るヤジディ教徒においては、帰還先の治安状況が安定しておらず、生計手段の確保と村での住宅・生活再建が困難であることや帰還先コミュニティでの差別への不安から、帰還の意志が非常に低く、2018年10月に発表されたREACH(NGO)による2018年8月時点の帰還意志調査によると、ドホーク州にいる国内避難民のわずか1%しか出身地域への帰還を希望しておらず、74%がこの先少なくとも1年はキャンプ

に留まることを望んでいる¹²。ヤジディ系国内避難民の大半がシンジャールの山間部の村々で暮らしていたことなどにより、公衆衛生の知識や日常生活における疾患予防の知識が乏しい傾向があり、また密集した国内避難民キャンプでの集団生活は初めてである。感染症や病気に関する理解も、言い伝えや宗教的な治療に依存する傾向がある。またこれらの国内避難民キャンプ内では特に貧困層の女子の低年齢婚と学校中退の事例があり、CCCM・保健・教育クラスターでも課題とされている。また、ドホーク州政府が2016年末に発表したレジリエンス計画の保健分野には、学校保健が優先課題に追加されている。

このように、キャンプにおける学校健診や保健啓発活動の必要性はあるが、ドホーク州保健局内の学校保健局に学校健診のシステムや体制は一定程度整っているものの、2012年に始まったイラク北部へのシリア難民の流入、2014年を機に急増した国内避難民の流入により、生徒数及び学校数が増えた中で予算が不足しており、学校保健局が学校健診を実施しているのは州内に従来からある学校に限られ、シリア難民キャンプや国内避難民キャンプにおいては学校保健局のみで行うことは困難であったため、実施していなかった。このような状況を受け、2014年以降、学校保健局との連携のもと、シリア難民キャンプの生徒を対象に開始した当団体の学校保健活動は、2016年に国内避難民キャンプへ支援を拡大し、ドホーク州内に17ある国内避難民キャンプのうち、12の国内避難民キャンプで実施してきた。本事業において、残り5つの国内避難民キャンプで学校健診を実施することで州内の全シリア難民・国内避難民キャンプにおける学校健診の実施を達成することができ、教員研修と振り返りセッション、健診後の医薬品使用状況のフォローアップと保健啓発のための世帯訪問、疾病治療へのアクセス提供やその照会を行う活動、健診・照会結果に基づき、各々のキャンプ内で支援対象生徒に多く見られる疾患を特定し、生徒への保健啓発実施時にその疾患の予防方法に重点を置くなどの活動を通して、キャンプ内外で活動する他団体との連携も強化し、国内避難民キャンプの子どもたちの疾病の早期発見、健康増進、保健知識向上に貢献する。

学校保健対象キャンプ基本情報

		世帯数	人数	
シハン	エシアン国内避難民キャンプ	2,742	14,951	2014年12月
	ガルマワ国内避難民キャンプ	89	494	2014年6月
	マムラシャン国内避難民キャンプ	1,717	8,866	2015年10月
	シハン国内避難民キャンプ	853	4,572	2015年4月
アクレ	マミリアン国内避難民キャンプ	323	1,675	2014年12月

※ 現地政府、各キャンプマネジメントからの最新登録情報による。(2019年1月22日現在)

支援対象国内避難民キャンプ生徒数と保健支援の概況(2019年1月30日時点)

国内避難民 キャンプ名	学校 数	学年	生徒数	女子	男子	PHC 運営団体	衛生啓発担当 機関・団体
エシアン	8	1～9	3,930	1,900	2,030	Ammar Foundation	French Red

¹² REACH, CCCM Cluster, [Intentions Survey: IDPs in Formal Camps](#). August 2018, p.5
 ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

						(NGO)	Cross REACH (NGO)
ガルマワ	1	1～9	150	74	76	IMC (NGO)	なし
マムラシャン	4	1～9	2,055	997	1,058	HEVI (NGO)	HEVI REACH
シハン	3	1～9	1,198	555	643	IOM	Harikar NGO
マミリアン	2	1～9	256	116	140	HEVI (NGO) (モバイルクリニック)	なし
合計 18 校			7,589 人	3,642 人	3,947 人		

過去事業で保健活動を実施した国内避難民キャンプでのポストモニタリングでは、「(当団体の) 学校健診をきっかけに、子どもの疾病を把握し、きめ細かいケアを心がけるようになった」、「経済的負担により治療を怠っていたが、疾病予防に努めるようになった」という保護者の意識の変化が見られている。また、キャンプ内で雇用された教員が当団体の教員研修で得た知識を、より多くの生徒に継続的に伝え、生徒がその知識を家庭へ持ち込み、疾病予防や衛生的生活を行う習慣を継続していることが明らかになっており、国内避難民のキャンプ内での生活のみならず、帰還後にも継続して行うことが期待されている。加えて、当団体の活動終了後でも各キャンプにおける疾病予防や学校保健の取組みについてフォローアップができるよう、事業実施後にポスターやカレンダーなどの啓発教材のほか、詳細な診断・治療結果、活動中の考察なども交えた活動報告書を英語で作成し、保健局、学校保健局、保健クラスター、各キャンプでPHC活動をする保健支援団体に共有しており、キャンプ内の継続的な生徒の疾病状況の把握と疾病予防対策に寄与しているといえる。しらみや疥癬、感染症の罹患状況は、保健支援団体の活動を通して毎月キャンプマネジメント会議や保健クラスター会議で報告され、重点的なケアが必要な居住区の把握や早期治療に対応する仕組みがキャンプ内で構築されている。

コンポーネント6：生活物資配布支援

イラクでの生活物資配布支援は、NFI クラスターと現地政府が毎年協力して取り組んでいる主要課題であり、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) や国際移住機関 (IOM) が一斉に配布するキャンプでの NFI 基本パッケージに加えて、季節に応じた生活物資のニーズについて、クラスターを通じ情報共有・支援要請がされている。長期化するシリア難民や国内避難民キャンプにおける生活物資のニーズは依然として高い。また、キャンプ運営と NFI クラスターをリードする UNHCR はキャンプ内での物資配布支援は行っていない。

当地の夏は通常摂氏 50 度を超えるため、夏の衣類や衛生用品は衛生的で健康な生活を保つために数多く必要であるが、各世帯の限られた収入を子どもや女性の衣類や衛生用品にあてがうことは難しい。特にガウイラン難民キャンプ、バジットカンダラ 1 および 2 国内避難民キャンプの 3 キャンプは、ドホーク州の中でも収容人数が多いにも関わらず、キャンプ内の商店数が少なく、かつ町から地理的に離れた地区にあり、他のキャンプに比べ生活必需品を購入する手段が限られている。子ども向けの衣類や女性向けの衛生用品を配布することで、シリア難民や国内避難民が、夏の酷暑においても衛生的で健康的に過ごせるようになる。

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

生活物資配布支援対象キャンプ基本情報

郡	キャンプ名	人口		開設時期
		世帯数	人数	
セメル	バジットカンダラ1国内避難民キャンプ	1,020	5,260	2013年8月
	バジットカンダラ2国内避難民キャンプ	1,027	5,492	2014年8月
バルダラシュ	ガウイラン難民キャンプ	1,776	8,280	2013年9月

※ 現地政府、各キャンプマネジメントからの最新登録情報による。(2019年1月22日現在)

(3) 対象地における紛争分析・配慮

2017年12月のイラク政府による「イスラム国」に対する勝利宣言により、イラク国内における「イスラム国」との戦闘は一応の収束をみた。しかし、現在も、イラク政府軍による「イスラム国」残存勢力一掃のための作戦が続いている。過激派によるテロ活動は今なお頻発し、事業対象州の一つ、ニネワ州において、その数は増加傾向にある。

加えて、2017年9月25日に行われたクルド人自治区の独立の是非を問う住民投票に起因して、クルド自治政府とイラク中央政府・周辺諸国との緊張が高まった。衝突は収まったものの、係争地であった場所にはイラク中央政府軍やシーア派民兵が駐屯を開始し、現在も治安管理を行っている。イラク中央政府軍、シーア派民兵、また各地で勢力を張る地方ごとのシーア派民兵グループが独自のチェックポイントを設置、独自の通行規制や関税を課すなど、状況は流動的で複雑なままである。加えて、ヤジディ武装勢力(Sinjar Resistance Units)やトルコのクルド労働者党など、様々なアクターが勢力抗争に関与し、更に状況を複雑化している。

このような多重の治安不安定要素が、事業実施に直接的な影響を与える可能性があるため、十分な情報収集・分析を行い、細心の注意を払いながら事業を行っていく。

当団体はイラク中央政府・クルド自治政府の双方と良好な関係を築くように努め、事業を実施するニネワ州、ドホーク州の両政府と調整の上で本事業を遂行する。事業地のコミュニティでは部族長・ムクタール・市長と良好な関係を築いており、アラブ人・クルド人・ヤジディ教徒をはじめとする、どのグループともコミュニケーションをはかり、支援対象も一方に偏らないよう配慮している。また、当団体には民族・宗教ともに多様性のあるスタッフが所属しており、地域住民とのスムーズなコミュニケーションを可能にしている。

11. 他のアクターとの連携・調整

(1) 支援分野別クラスターの政策・計画における本事業の位置づけ

当団体は毎年、Humanitarian Response Plan (HRP) および Regional Refugee & Resilience Plan (3RP) 参画パートナーとして方針策定に積極的に関与しており、クラスターと国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) に活動状況を毎月報告している。

帰還民地域における支援は、エルビルで開催されている帰還ワーキンググループ およびドホーク・ニネワ各州の月例調整会議にて連絡・調整が行われている。水衛生、シェルター/NFI、教育クラスターにおいても、国レベルと州レベルにおいて帰還民地域の支援ニーズやその対応について調整している。

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

これら調整会議に出席すると同時に、毎月の成果と計画を提出しクラスター目標に対する全体成果を測る。また、エルビルにおける北部3州・国レベルのクラスター会議にも出席し、イラク全体の人道支援動向について情報収集と報告を行う。シャリヤ国内避難民キャンプの水衛生事業についてはキャンプ調整会議および水衛生クラスター会議で事業進捗や課題の共有とともに、事業に関する情報収集と調整を行う。学校保健分野は、州政府とキャンプ運営クラスターが各キャンプで実施する調整会議、そして保健と教育クラスターにも参加し、支援予定内容や実績、課題に関する情報共有を行い、効率的な支援を進める。

(2) 受入国政府当局との連携・調整

ニネワ州政府各局（知事、役場、教育、水道、電気、治安）、ドホーク州の帰還民・国内避難民・シリア難民支援を統括する現地政府機関 BRHA、そして保健局、学校保健局などとの密な連携体制が不可欠であり、既に事前調査の段階から協議を行い、事業実施の了承と協力を得ている。また、現地のニーズや現状調査にはコミュニティのリーダーであるムクタールや市長との協議を重ねている。現在までの当団体の当地での活動実績により、現地政府や治安当局との良好な協力関係は構築されているが、本事業実施中も連携を図り、事業計画・変更・進捗等の共有を行う。

保健支援においては、保健局、学校保健局、医療チーム、学校関係者、他の保健アクターと調整し、専門性や独自のリソースを有する他団体と連携する。教員を含む学校関係者、キャンプ内の他のアクターおよびキャンプマネジメントを含む関係者との十分な調整を行う。

シャリヤ国内避難民キャンプの水衛生支援に関しては、特に BRHA 及びキャンプマネジメントと密に連絡調整を行う。

(3) その他のアクターとの連携・調整

在イラク日本国大使館・同エルビル領事事務所へ事業の内容や進捗状況、邦人滞在に関する情報共有を行い、特に邦人スタッフの移動について連絡する。

また、当団体はイラクで活動する NGO の調整と提言を行う NGO Coordination Committee for Iraq (NCCI) のメンバー団体であり、他 170 のメンバー団体とのイラクでの人道支援活動における連携・調整を行っている。

12. 人道支援の質とアカウンタビリティに関する必須基準への適合性

(1) 支援セクターで定められた最低基準をどのように順守するか

・教育支援については、INEE 教育のミニマムスタンダードのドメイン 2「アクセスと教育環境」の「スタンダード 3：設備とサービス」に該当する。安全で十分なスペースを確保した教室、十分な量の安全な水、性別や年齢を考慮した適切な衛生設備を提供する。

・給水施設修復および国内避難民キャンプの水衛生支援についてはスフィア・スタンダード（以下同様）の内、「WASH 基準 1：WASH プログラム策定と遂行」、「給水基準 1：アクセスと給水量」、「給水基準 2：水質」、「し尿処理基準 2：適切で十分な数のトイレ」、「固形廃棄物管理基準 1：収集と処理」に該当する。WASH 資源と施設への受益者による公平かつ安全なアクセスが担保され、飲料・調理の衛生保持に十分な水量が利用でき、キャンプにおいては十分な数の適切に管理されたトイレと、衛

生的な環境が確保され、健康に危険を及ぼすことがないことを担保する。

・帰還民のシェルター支援については、「シェルターと居留地基準1：戦略的計画」、「同基準2：居留計画」、「同基準3：覆いのある生活空間」、「同基準4：建設」「同基準5：環境への影響」に該当する。裨益者である家屋の所有者主体で各家屋に必要とされる修復を行い、各裨益者世帯が安全で適切な必要最低限の居住空間を確保し家庭での基本的な生活ができるよう支援する。

・国内避難民キャンプのキャンプ環境改善支援については「シェルターと居留地基準2：居留計画」「同基準3：覆いのある生活空間」「同基準建設4：建設」「同基準5：環境への影響」に該当する。電気の供給を確保することで、気候に耐える居住空間を確保し、安全安心な生活環境の確保に貢献する。

・生活物資配布支援については、「ノン・フードアイテム基準1：個人、一般家庭およびシェルターをサポートするアイテム」「ノン・フードアイテム基準2：衣料と寝具」に該当する。本事業では、国内避難民やシリア難民が健康および尊厳を維持するための個人的なニーズを満たすことができるよう、他団体と調整をしながら生活物資を配布する。

(2) 人道支援の必須基準（CHS）をどのように順守するか

本事業を実施するにあたり、現地政府、クラスター調整会議、またキャンプマネジメントから得た裨益者のニーズとそのニーズギャップの情報を得るだけでなく、当団体独自に事前調査を行い、裨益者からニーズや現在の状況などの聞き取りを実施し、それらの情報を再度現地政府やクラスター調整会議など各関係機関と共有することで、支援の重複や最新のニーズ情報を調整し、適切な支援を適切なターゲットに届けられるようにしていく。

アセスメントの際には、障がいを持つ人や高齢者、乳幼児の数など家族構成も聞き取り、様々なバックグラウンドの裨益者からニーズを聞き取り、得た個人情報外部に漏れないよう扱いに注意をして管理をする。支援実施にあたって、現地政府やコミュニティ関係者と密に連絡を取り合うことで、当団体の支援によって裨益者に危険が及んだり、不快なことが起きないように裨益者のプライバシー及び安全の保護を徹底した実施体制を、その時々状況を見ながら整える。特に、裨益者の文化や価値観などを最大限尊重し、また過去の事業実施からの学びを活かすだけでなく、本事業実施を通して、例えばホットラインなど裨益者からの声が届くシステムを確立し、その声十分に耳を傾け苦情や要望に対応していく。これらの行動を当団体全体で徹底していくことで、特にコミットメント3、4、5及び7の基準を順守する。

現地政府やクラスター会議など他関係機関との連携および調整は、コミットメント1、2及び6の順守に貢献すると考える。また団体として、公平かつ質の良い支援を実施するために、団体内での調整やモニタリングを行い、各スタッフがそれぞれの業務を遂行できるよう、そして能力およびスキルを向上させられるように組織体制を整え、事業実施管理においては、透明性のある予算管理を行い、適切にリソースが使われているかどうかを徹底して管理し、コミットメント8及び9を達成する。

(3) その他

特になし

13. 事業管理体制

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

(1) 人員配置

当団体ではクルド人自治区の首都であり各種調整機能が集中するエルビルに連絡調整事務所を、事業実機能の中心となるドホークにドホーク事務所を有する。また、ニネワ州テラファー郡ズマールにサブオフィスを設置する。

現地の事業全体の運営や安全管理については、現地代表である現地事業責任者が統括し、実務については、国際スタッフ3.1人役（現地事業責任者0.5、現地事業副責任者0.7、現地調整員1.9）に加え、現地スタッフ22.8人役、計25.9人役で対応する。

本事業では、現地事業責任者が当団体ドホーク事務所とエルビル事務所を往復しながら全事業地における事業統括業務管理を行う。現地事業副責任者は基本的にドホーク常駐であるが、現地事業責任者との連絡調整、外部調整会議など定期的にエルビルに出張する。財務総務担当の現地調整員はエルビル事務所に常駐するが、定期的にドホーク事務所で総務会計業務を遂行する。残りの現地調整員3名（0.2人役、0.5人役、0.7人役）はドホークに常駐し、事業監理運営を行う。

ズマールサブオフィスは、ニネワ州内の事業実施の際に現地スタッフが拠点とし、倉庫および宿舍機能を備える。治安対策として、ニネワ州内事業地一ドホーク間の現地スタッフの必要最低限以上の往復は避け、現地スタッフはズマールサブオフィスに宿泊する。ズマールサブオフィスには常時警備員を配置する。

現地スタッフは、活動毎にチームを形成し、国際スタッフ、プロジェクトマネージャーもしくはシニアエンジニアとスーパーバイジングエンジニアの指示に基づき、策定された計画に沿い、調査、事業実施、モニタリング等の業務を行う。

セキュリティオフィサーは、治安情報の収集・分析、各種許可証の取得、各プロジェクトサイトにおける行政との調整、また、現地スタッフがレベル4内の事業地に入域する際には同行し、細心の治安対策を講ずる。

邦人スタッフが立ち入ることができない地域（「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」発出地域）については、邦人スタッフは立ち入らずに事業管理をすることとし、事業進捗に関する日報および週報により状況を把握する。またGPS測定器の仕様およびGPS付カメラでの写真撮影によって、地域の状況、活動の様子と位置を把握する。現地事業責任者はイラク（クルド）人であるため、現場に赴き、進捗状況を確認する。

日本側には事業統括、事業副統括、事業担当、事業副担当、会計担当、会計副担当の6名（1.1人役）を配置する。本事業期間中に事業副統括と事業担当が現地出張を予定している。出張時には事業進捗状況、今後の事業展開や予算執行状況等を確認するとともに、メールや電話、ウェブ会議のやりとりにて、事業期間を通して、事業内容や進捗について随時確認する。

(2) 資金管理

当団体名義の現地事業口座を使い、銀行送金と小切手で業者への支払を管理する。日本から現地への送金依頼は、現地代表である現地事業責任者が権限を持つ。一定金額以上の業者選定・調達は入札を実施する。現地事業責任者の任命する調達委員会が業者の選定法や選定基準などを都度協議し、入札案内を公示の上、別々のスタッフが構成する入札技術評価委員会と財務評価委員会が落札業者を選定し、現地事業責任者の承認を得て最終決定する。

14. 想定されるリスクへの対処法

- ・ 治安の悪化：事業対象地域の治安状況について、最新の情報を地元の治安組織を含む様々な情報源から入手することで、治安状況の変化に迅速に対応する。事業対象地域付近におけるテロや戦闘の激化や拡大、またはその他の情勢により治安が大幅に悪化する場合は、事業の一時中断も含めて迅速に対処する。
- ・ 物価の高騰：現地市場の物価を注視し、なるべく早い段階で大量調達あるいは業者やタイミングを分析して調達するなど、極力価格高騰の影響を受けないように配慮する。
- ・ 治安悪化や政府、特定勢力による規制などによる移動制限：治安状況に精通し、現地の言語を話し、また事業対象地域での勤務経験や知識を持つ現地スタッフを雇用し、現地政府、治安組織、コミュニティとの友好的な関係を維持して、事業地や周辺コミュニティでの問題を未然に防ぐ。またこれにより邦人スタッフを含む国際スタッフの入域が制限されるエリアでも、事業の実施を継続できるようにする。
- ・ 気温・天候の安定：天候の悪化によるリスクは事業地へのアクセスおよび施工期間の延長である。そのため、当団体スタッフが一定期間事業地に行けなくても滞りなく事業遂行できるよう、現地政府やコミュニティと密な関係を築く。また、施工を極力遅らせることのないように、各種許可証の取得を予め余裕を持って行う。
- ・ 事業地における予測外の人口増減：ニネワ州では国内避難民の帰還が続いており、行政およびBRHA、UNOCHA等、人口の流動をいち早く把握できる機関と連絡を取り、人口の増減をある程度事前に予測するように努める。

15. 安全管理体制

外務省の安全情報では、ドホーク州の大部分とエルビル州エルビル市が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」発出地域とし、トルコ国境付近については「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」、シリア国境付近、ニネワ州の全域ならびにニネワ州との州境付近が「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」発出地域としている。当団体事務所および国際スタッフ宿舍所在地はエルビル市およびドホーク市であり「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」発出地域である。本事業地の内、ニネワ州の事業地はレベル4、ドホーク州の事業地はレベル2発出地域に該当する。JPF事業においては、事業実施団体の主体性が求められ、当団体自身による責任ある業務遂行が求められる。本事業においても、治安状況を判断し最終的に安全管理への責任を持つのは実施団体であるが、外務省発出の渡航情報(スポット情報、広域情報を含む)、およびJPFの安全に関する決定事項(撤退・一時退避等)を遵守するようにする。

各活動をスムーズに実施するには、邦人職員による現地政府やクラスター、日本政府との直接的な折衝・調整が不可欠である。また、進捗確認やモニタリング評価、関係者への問題提起や課題の共有等、支援の質向上の観点からも邦人職員派遣が必要となる。レベル4の地域へは邦人スタッフは立ち入らずに事業を実施する。現地スタッフが事業地に入域する際は、携帯電話に加え衛星電話を携帯し、通常の電話が使用できない際も通信手段を確保できるようにする。治安が流動的な地域では不要な移動を避け、現地政府や治安機関・コミュニティ等から最新の治安情報を入手する。移動中は定期的に所在地を治安

担当スタッフに連絡し、事務所としてスタッフの安全を常に確認する。レベル3の地域では移動の頻度を最低限として日中のみとし、現地の治安状況に応じて、適宜移動ルートを替えるなど複数の移動ルートを確認して安全管理に万全を期す。国際スタッフは、常時パスポートおよび復路変更可能な航空券を携帯し、空路あるいは陸路のより安全なルートで、いつでもイラクから退避・出国できる体制を保持する。

治安対策専門の国際NGOであるInternational NGO Safety Organisation (INSO)、United Nations Department of Safety and Security (UNDSS)、セキュリティオフィサーが構築するネットワークおよび、現地メディアとスタッフから情報収集し、常に治安状況を把握する。

事業実施地域において自爆テロ等重大な事件が発生した場合には、外出を禁止し自宅待機とするなど安全を最優先とする。事業実施地域での更なる治安悪化の場合は、在イラク日本国大使館・エルビル領事事務所およびJPFと協議し、事業実施につき、中止も含めて検討する。

16. 連結性または持続発展性

建設案件においては、施行業者に対し、国内避難民・帰還民の雇用を促進するようはたらきかけ、裨益者が現金収入の機会を得るだけでなく、直接工事に関わることで、簡単な修理を自力でできるようになる可能性を与える。そして将来の雇用機会に向けて職務経験を積むことにも繋がる。

戦闘により損壊した家屋の修復事業は、裨益者である帰還民が主体となり自身の家屋の修復作業を進めることで、雇用の創出やスキルの活用が期待できる。

学校、給水施設、配電設備は、事業終了後、現地政府に引き渡され、既存のサービス・施設と共に、現地政府各局が、日々の稼働・維持管理を行う。また、本事業は帰還民への教育アクセス、給水と衛生的な生活環境そして安定した電力の確保を可能とし、帰還しやすい環境整備につながり、帰還村の再建を促すことが期待できる。

学校健診は、上述とおり、本事業で残り5つの国内避難民キャンプで実施することで、ドホーク州の全シリア難民・国内避難民キャンプでの学校健診の実施を達成することができる。次年度(2020年度)からは学校保健局がキャンプ内の生徒を対象とした健診・治療、保健啓発活動を実施する計画立案が可能となるよう引き続き働きかける。なお、2019年4月上旬現在、学校保健局は長期に渡る活動資金の不足により、州内に従来からある学校での学校健診活動も限られている中、当団体の学校保健事業を通じ、新たな研修の手法や研修内容、新たな取り組みを実践する場として活用しており、当団体での事業の学びが学校保健局の体制発展に寄与している。例えば、学校保健局の専門医が講師を務める教員研修での研修内容は当団体の過去事業で得たフィードバックをもとに毎年研修内容を改善している。また、性教育を男女混合で実施するなどの試みを現行事業で実施している。これは文化的に繊細な内容ではあるものの、両性の思春期の変化やライフサイクルについて両性が同席している場で話すことが重要との学校保健局の専門医の考えから現行事業で初めて実施し、生徒からの質問も活発に出るなど良い結果を得ている。当団体としては、本事業終了後も学校保健局主催の保健啓発活動や学校との共同開催による保健関連イベントを通じ、本事業でキャンプ内から雇用したフィールドファシリテーターとの連携を活用し、当団体スタッフが定期的にフォローアップを重ねることで、学校教員や生徒への保健啓発活動で伝えた知識が定着し、生徒の生活習慣に行動変容をもたらすことで、その家族、またコミュニティ全体の疾病予防や衛生的な生活が改善されることが期待できる。

生活物資配布は、調整、選定、配布方法、モニタリングなど実施プロセスにおいて、プロテクションに常に配慮し、中立性を保って活動する。例えば、アセスメント、配布場所や配布時間においても脆弱層のニーズに配慮することを通じ、地元コミュニティに対してグッドガバナンスの重要性や、女性や障がい者の権利などを伝えることができる。当団体は、NFI クラスタ内での他団体との連携が確立でき、過去の当地域での活動の経験からの学びや他団体の配布活動、クラスタ基準、脆弱性の高い世帯の把握など、有益な情報を次へと生かすことができる。

当団体は、イラク（特にクルド人自治区）で22年以上の活動経験がある。昨年、他団体の事業を継承する機会を得て、クルド人自治区以外での支援活動が可能となったことから、本事業では、これまでの経験と支援ギャップ、ニーズを踏まえ、セクターは絞らず、クルド人自治区内ではドホーク州に場所を絞って支援活動を継続するとともに、ニネワ州ではこれまで当団体ではアクセスがなかった新たな地域での事業展開を行う。現時点では、シリア難民や一部の国内避難民（特にヤジディ教徒）の帰還はすぐには進まないとの見込みがあり、国内避難民が帰還することに備えた支援に加え、問題が長期化することを見据えた事業展開を当団体のイラクにおける中期的な戦略として掲げている。

17. 申請団体による同国内での関連事業

- 2012年11月から実施しているイラクにおけるシリア難民支援に加え、2014年6月から国内避難民への支援も継続しており、現在はJPF資金で以下の事業を実施中である：
 - ・ 「イラク共和国北部における帰還民・帰還地域住民・国内避難民への緊急人道支援」事業
 - ・ 「イラク国内避難民の水衛生環境改善支援及び帰還民の生活改善支援事業」事業
- 当団体は、UNHCR、UNICEF、UNHABITATなどの国連機関の実施パートナーとして、キャンプ整備、シェルター建設・改修、学校建設等の事業を展開している。
- UNHCRの事業実施パートナーとして、2013年よりドホーク州内シリア難民キャンプ内外において、シリア難民を対象としたキャンプインフラ整備、シェルター、水・衛生支援事業を実施している。実績を評価され、2019年も引き続きパートナーとして、難民キャンプ内外のシェルター、水衛生、インフラ整備事業を実施する。また、2018年からは米国国務省のBureau of Population, Refugees, and Migration(BPRM)の助成を受け、エルビル州内の4つのシリア難民キャンプにて参加型シェルター修復事業を実施している。
- 2019年、UNHABITATの助成を受け、帰還民・帰還地域住民（イラク北部ニネワ州モスル市）へのシェルター支援を実地中である。
- シリア難民や国内避難民のみならず、彼らを受け入れているクルド人ホストコミュニティも裨益する、水衛生設備の整備、学校改築、越冬支援の灯油配布を実施しており、現地政府から感謝状を受理し、高い評価を得ている。

18. 本事業の主な分野を以下から選択

- ② 教育 (Education) ④ 保健・医療 (Health) ⑦ 給水・衛生 (Water and Sanitation) ⑧ シェルター・物資配布 (Shelter and NFIs) ⑭ 早期復興 (Early Recovery)

以上